



# アジア好利回り リート・ファンド

# アジア好利回り リート・ファンド (年1回決算型)



追加型投信 / 海外 / 不動産投信



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

**委託会社** ファンドの運用の指図等を行います。

**三井住友DSアセットマネジメント株式会社**

金融商品取引業者登録番号: 関東財務局長(金商)第399号

<委託会社への照会先>

ホームページ: <https://www.smd-am.co.jp>

コールセンター: 0120-88-2976

[受付時間] 午前9時~午後5時(土、日、祝・休日を除く)

**受託会社** ファンドの財産の保管および管理等を行います。

**三菱UFJ信託銀行株式会社**

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は左記の委託会社のホームページで閲覧できます。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。ファンドの販売会社、ファンドの基準価額、その他ご不明な点は、左記の委託会社までお問い合わせください。

本書では、各ファンドの略称として、それぞれ以下のようにいたします。  
アジア好利回りリート・ファンド：(毎月決算型)  
アジア好利回りリート・ファンド(年1回決算型)：(年1回決算型)

## 委託会社の概要

|                        |                          |
|------------------------|--------------------------|
| 委託会社名                  | 三井住友DSアセットマネジメント株式会社     |
| 設立年月日                  | 1985年7月15日               |
| 資本金                    | 20億円(2026年3月31日現在)       |
| 運用する投資信託財産の<br>合計純資産総額 | 16兆7,835億円(2026年3月31日現在) |

## 商品分類・属性区分

| 商品分類    |        |                   |
|---------|--------|-------------------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉) |
| 追加型     | 海外     | 不動産投信             |

| ファンド名    | 属性区分                         |          |               |                  |       |
|----------|------------------------------|----------|---------------|------------------|-------|
|          | 投資対象資産                       | 決算頻度     | 投資対象地域        | 投資形態             | 為替ヘッジ |
| (毎月決算型)  | その他資産<br>(投資信託証券<br>(不動産投信)) | 年12回(毎月) | アジア、<br>オセアニア | ファンド・オブ・<br>ファンズ | なし    |
| (年1回決算型) |                              | 年1回      |               |                  |       |

※属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類、属性区分は、一般社団法人資産運用業協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人資産運用業協会のホームページ(<https://www.imaj.or.jp/>)をご覧ください。

- 委託会社は、ファンドの募集について、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年6月9日に関東財務局長に提出しており、2026年6月10日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの商品内容に関して、重大な約款変更を行う場合には、委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの信託財産は受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

## ファンドの目的

投資信託への投資を通じて、主として、日本を除くアジア各国・地域（オセアニアを含みます。）の取引所に上場している不動産投資信託（リート）等に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

## ファンドの特色

**1** 主として、日本を除くアジア各国・地域（オセアニアを含みます。）の取引所に上場している不動産投資信託（リート）を実質的な主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指します。

**2** 外貨建資産について、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

**3** **（毎月決算型）**は毎月決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。  
**（年1回決算型）**は年1回決算を行い、分配金額を決定します。

■（毎月決算型）：原則として毎月12日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

■（年1回決算型）：原則として毎年9月12日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

■ 分配金額は、委託会社が分配方針に基づき、基準価額水準、市況動向等を考慮し決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

### ▶ 分配のイメージ

|                 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|-----------------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|
| <b>（毎月決算型）</b>  | ¥  | ¥  | ¥  | ¥  | ¥  | ¥  | ¥  | ¥  | ¥  | ¥   | ¥   | ¥   |
| <b>（年1回決算型）</b> |    |    |    |    |    |    |    |    | ¥  |     |     |     |

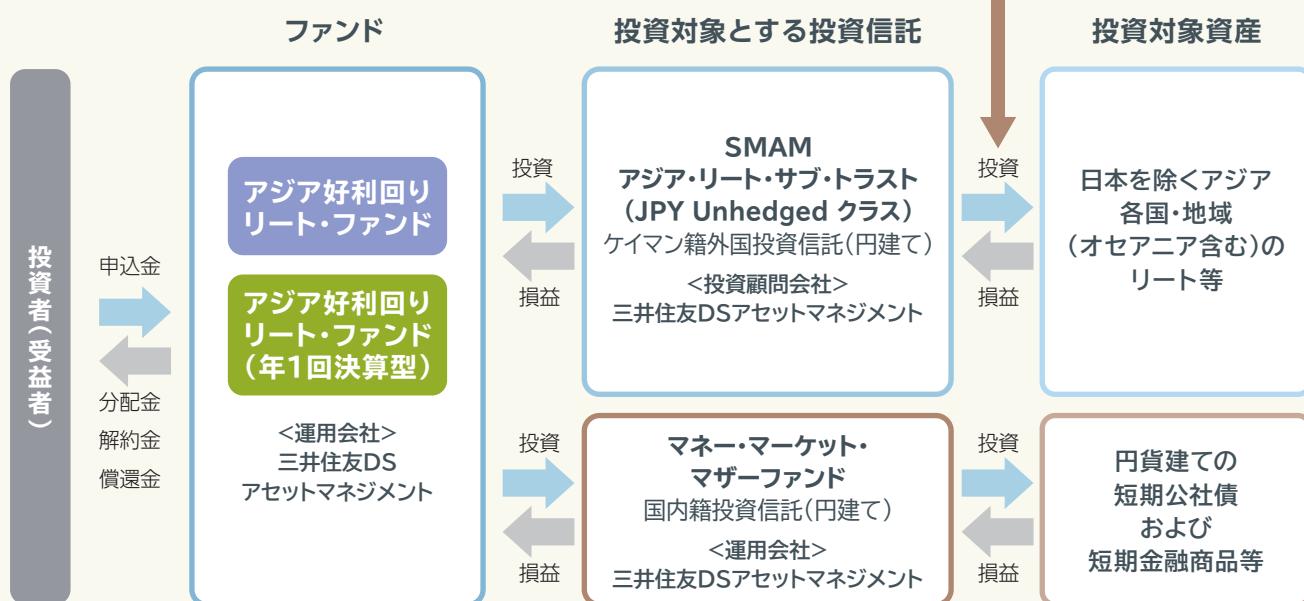
※上記は分配のイメージを示したものであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## ファンドのしくみ

■ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

スミトモ ミツイ DS アセットマネジメント(シンガポール)\*から投資助言を受けます。



\* スミトモ ミツイ DS アセットマネジメント(シンガポール)は、委託会社の子会社(100%出資)であり、投資対象とする外国投資信託において、投資助言にかかる報酬を受領します。

※「SMAM アジア・リート・サブ・トラスト(JPY Unhedged クラス)」の組入比率を原則として高位に保ちます。したがって、ファンドの実質的な主要投資対象は、日本を除くアジア各国・地域(オセアニアを含みます。)のリートとなります。

## リートのしくみ

■上場しているリートは、取引所で売買できるため、不動産に直接投資する場合と比べて、少額から投資可能で換金も容易です。

■配当可能利益のほとんどを配当する等の要件を満たすことで実質的に法人税が免除されるなど、税制面での優遇措置のある国も多いため、株式に投資する場合と比べて相対的に高い配当利回りが期待できます。



リートとは

不動産投資信託のことで、英語のReal Estate Investment Trustの頭文字をつなげて「REIT(リート)」と呼ばれています。多くの投資者から資金を集めて不動産に投資し、主にその賃料を基にした利益に応じて配当金を支払うしくみの商品です。

## 投資対象とする外国投資信託の運用プロセス

■投資対象とする外国投資信託の運用は、スミトモ ミツイ DS アセットマネジメント(シンガポール)からの投資助言を活用し、委託会社の運用部 リートグループが行います。

### Voice

#### 運用担当者からのメッセージ

当ファンドのコンセプトは、高い経済成長を背景としたアジア不動産市場拡大の恩恵享受です。運用の過程で発掘した中小型アジアリートへの投資により相対的に高い利回りの配当を獲得しつつ、オセアニアリートを一定割合組み入れ流動性を補完するとともに、分散投資により安定した値動きも目指しています。また、リートにおいてもESGが不可欠な要素

になっていることを踏まえ、当社のESGリサーチを活用した対話によりリート価値の向上を積極的に働きかけています。

不動産は景気(金利)に敏感な側面があり、リートは短期では価格がぶれやすいですが、インカムを積み上げるほど価格変動への抵抗力という大きな力を引き出せます。投資者の皆さまには、余剰資金による長期投資をお勧めしたいと考えております。

## 日本を除くアジア各国・地域(オセアニアを含む)のリート等

### 個別銘柄リスク分析



アナリストがリート銘柄の公表データを細かく収集・分析し、リスク分析を行います。

### ウォッチリスト作成



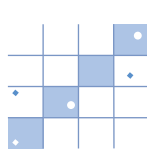
分析の結果を基に、各地域のリスクの高いリート銘柄を排除し、残った銘柄について、同一項目で比較が可能な「ウォッチリスト」をアナリストが作成します。

### 市場分析



投資環境について分析を行う会議を毎月実施し、ファンドマネージャーとアナリストで、国別配分など当ファンドのポートフォリオにどのように反映させるか話し合います。

### 銘柄評価



マトリクス図を使いながら組入候補リート銘柄の「成長性」、「割安度」に加えて「ESGへの取組み」を相対的に評価し、魅力度の状況を共有します。

### 現地調査



運用チームが現地調査およびリート各社との直接対話を行います。直接対話により定性面を評価、ESGリサーチを活用した提案、議論をするとともに、保有不動産およびその周辺状況などの確認により資産の将来性を把握し、今後の成長可能性を計ります。

### ポートフォリオ構築



毎月ポートフォリオの構築について会議を実施します。ウォッチリスト、マトリクス図、定性評価シート等を基に総合的に議論したうえで、組入リート銘柄を決定します。

## ポートフォリオ

※当ファンドでは、ESG評価を銘柄選択およびエンゲージメント(建設的な目的を持った対話)において考慮していますが、ESG評価は運用プロセスの主要な要素ではありません。

※上記は、投資者の皆さまに当ファンドの運用プロセスについてわかりやすくお伝えするため、専門用語等を言い換えたり、省略している場合があります。

※上記の運用プロセスは2026年3月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

※運用担当部署の概要については、委託会社のホームページをご覧ください。

<運用担当者に係る事項>[https://www.smd-am.co.jp/corporate/investment/pdf/org\\_structure01.pdf](https://www.smd-am.co.jp/corporate/investment/pdf/org_structure01.pdf)

## 主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への直接投資は行いません。

## 分配方針

### ▶ (毎月決算型)

- 毎月12日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、分配を行います。
- 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

※委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

**(毎月決算型)**は計算期間中の基準価額の変動にかかわらず継続的な分配を目指します。このため、計算期間中の基準価額の上昇分を上回る分配を行う場合があります。分配金額は運用状況等により変動することがあります。

### ▶ (年1回決算型)

- 年1回(原則として毎年9月12日。休業日の場合は翌営業日)決算を行い、分配金額を決定します。
- 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

※委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

**(年1回決算型)**は複利効果による信託財産の成長を優先するため、分配を極力抑制します。(基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。)

## 分配金に関する留意事項

■分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

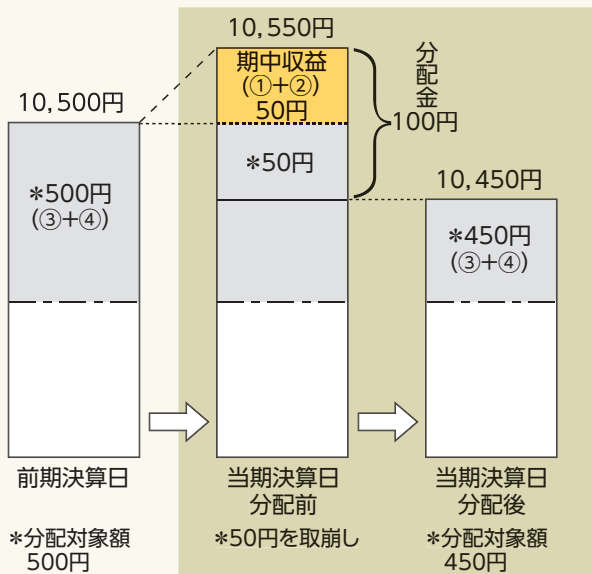
ファンドで分配金が支払われるイメージ



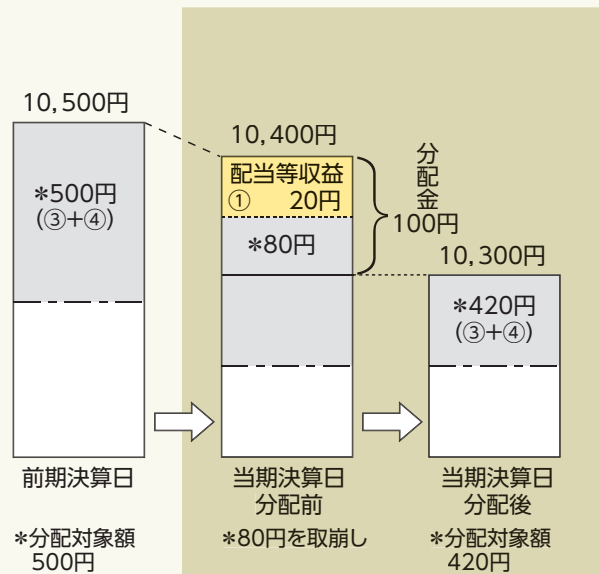
■分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。  
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### （計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）

#### 〔前期決算日から基準価額が上昇した場合〕



#### 〔前期決算日から基準価額が下落した場合〕

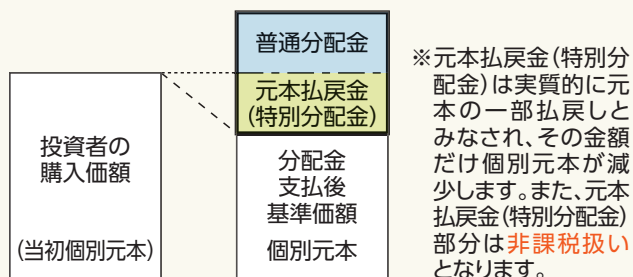


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

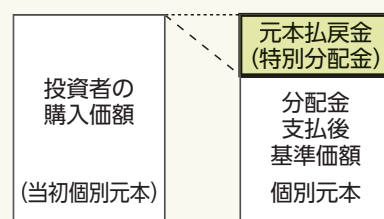
■投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。

#### 〔分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合〕



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

#### 〔分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合〕



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

## 追加的記載事項

### ■投資対象とする投資信託の投資方針等

以下は、2026年3月末現在で知り得る情報に基づくものであり、今後、変更される場合があります。

### ▶ SMAM アジア・リート・サブ・トラスト(JPY Unhedged クラス)

|         |   |      |          |        |                        |      |                        |      |          |
|---------|---|------|----------|--------|------------------------|------|------------------------|------|----------|
| 形 態     | ケイマン籍契約型投資信託(円建て)   |      |          |        |                        |      |                        |      |          |
| 主要投資対象  | 日本を除くアジア各国・地域の取引所に上場している不動産投資信託   |      |          |        |                        |      |                        |      |          |
| 運用の基本方針 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●日本を除くアジア各国・地域の取引所に上場している不動産投資信託に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指します。</li> <li>※オセアニア地域の取引所に上場している不動産投資信託にも投資を行います。</li> <li>●収益の成長性に加え、配当利回り等のバリュエーションに着目した運用を行います。</li> <li>●原則として対円での為替ヘッジを行いません。</li> </ul>   |      |          |        |                        |      |                        |      |          |
| 主な投資制限  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●有価証券の空売りは純資産総額の範囲内で行います。</li> <li>●同一発行体に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーは、原則として、それぞれ純資産総額の10%以内、合計で純資産総額の20%以内とします。</li> <li>●非流動性資産への投資は、純資産総額の15%以内とします。</li> </ul>  |      |          |        |                        |      |                        |      |          |
| 分配方針    | 毎月28日(休業日の場合は前営業日)に分配を行う方針です。   |      |          |        |                        |      |                        |      |          |
| 運用管理費用  | <p>純資産総額に対して</p> <table border="0"> <tr> <td>運用報酬</td> <td>年0.55%程度</td> </tr> <tr> <td>受託会社報酬</td> <td>年0.01%程度(最低年10,000米ドル)</td> </tr> <tr> <td>管理費用</td> <td>年0.09%程度(最低年45,000米ドル)</td> </tr> <tr> <td>保管費用</td> <td>年0.05%程度</td> </tr> </table> <p>※上記のほか、為替売買執行の代行費用などがかかりますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率等を示すことができません。</p> <p>また、年間最低報酬額や取引ごとにかかる費用等が定められている場合があるため、純資産総額の規模や取引頻度等によっては、上記の料率を上回ることがあります。</p> | 運用報酬 | 年0.55%程度 | 受託会社報酬 | 年0.01%程度(最低年10,000米ドル) | 管理費用 | 年0.09%程度(最低年45,000米ドル) | 保管費用 | 年0.05%程度 |
| 運用報酬    | 年0.55%程度  |      |          |        |                        |      |                        |      |          |
| 受託会社報酬  | 年0.01%程度(最低年10,000米ドル)  |      |          |        |                        |      |                        |      |          |
| 管理費用    | 年0.09%程度(最低年45,000米ドル)  |      |          |        |                        |      |                        |      |          |
| 保管費用    | 年0.05%程度  |      |          |        |                        |      |                        |      |          |
| その他の費用  | <p>ファンドの取引関連費用、法的費用、会計・監査および税務上の費用ならびにその他の費用を負担します。</p> <p>その他の費用・手数料については、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。</p>  |      |          |        |                        |      |                        |      |          |
| 申込手数料   | ありません。  |      |          |        |                        |      |                        |      |          |
| 信託財産留保額 | 解約時に0.3%  |      |          |        |                        |      |                        |      |          |
| 投資顧問会社  | 三井住友DSアセットマネジメント株式会社  |      |          |        |                        |      |                        |      |          |
| 投資助言会社  | スミトモ ミツイ DS アセットマネジメント(シンガポール)ピーティーイー・リミテッド   |      |          |        |                        |      |                        |      |          |
| 購入の可否   | 日本において一般投資者は購入できません。  |      |          |        |                        |      |                        |      |          |

## ▶ マネー・マーケット・マザーファンド

|         |   |
|---------|---|
| 主要投資対象  | 円貨建ての短期公社債および短期金融商品   |
| 運用の基本方針 | 主として、円貨建ての短期公社債および短期金融商品に投資し、安定した収益の確保を目指します。   |
| 主な投資制限  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</li> <li>● 外貨建資産への投資は行いません。</li> </ul> |
| 信託報酬    | ありません。  |
| その他の費用  | 有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等を負担します。その他の費用・手数料については、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。               |
| 申込手数料   | ありません。  |
| 信託財産留保額 | 追加設定時、一部解約時にそれぞれ0.005%  |
| 委託会社    | 三井住友DSアセットマネジメント株式会社  |

- 投資対象とする投資信託においてデリバティブ取引を行う場合は、価格変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- 投資対象とする投資信託において外国為替予約取引を行う場合は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

## 基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の**投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込む**ことがあります。
- 運用の結果として信託財産に生じた**利益および損失は、すべて投資者に帰属**します。
- 投資信託は**預貯金と異なります**。また、一定の投資成果を保証するものではありません。
- 当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。



### 価格変動リスク

#### 不動産投資信託(リート)に関するリスク…リートの価格の下落は、基準価額の下落要因です

リートの価格は、不動産市況や金利・景気動向、関連法制度の変更等の影響を受け変動します。また、リートに組み入れられている個々の不動産等の市場価値や賃貸収入、個々のリートの事業活動や財務状況等によっても価格が変動します。これらにより、ファンドが組み入れているリートの価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。



#### 信用リスク…債務不履行の発生等は、基準価額の下落要因です

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。



#### 為替変動リスク…円高は基準価額の下落要因です

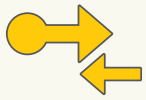
外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する(円高となる)場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。



#### カントリーリスク…投資国の政治・経済等の不安定化は、基準価額の下落要因です

海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

特に投資先が新興国の場合、その証券市場は先進国の証券市場に比べ、より運用上の制約が大きいことが想定されます。また、先進国に比べ、一般に市場規模が小さいため、有価証券の需給変動の影響を受けやすく、価格形成が偏ったり、変動性が大きくなる傾向が考えられます。



## 流動性リスク…市場規模の縮小・取引量の低下により、不利な条件での取引を余儀なくされることは、基準価額の下落要因です

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

## その他の留意点

- ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。  
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受け付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

## リスクの管理体制

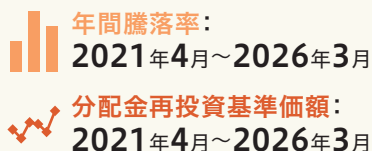
- 委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。
- リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。  
また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。  
さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にリスク管理会議へ報告します。
- コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。

## (参考情報) 投資リスクの定量的比較

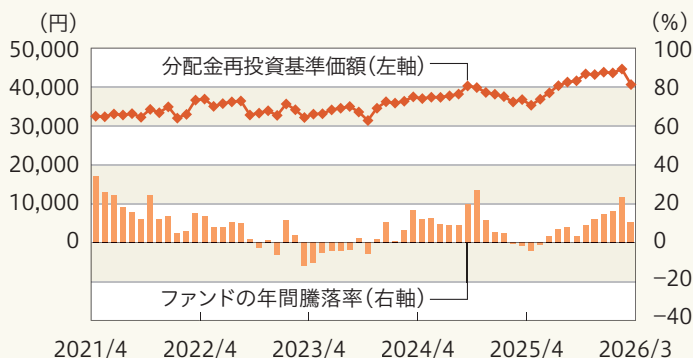
### ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移



各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。



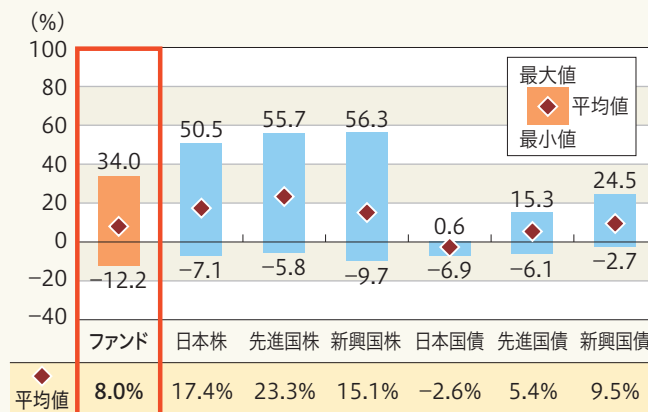
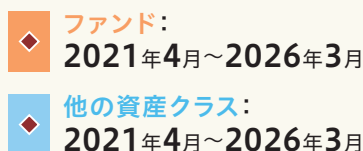
#### ■(毎月決算型)



### ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較



ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



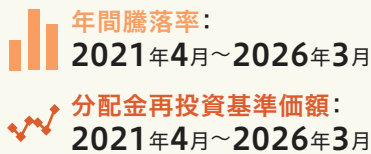
※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。  
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。  
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

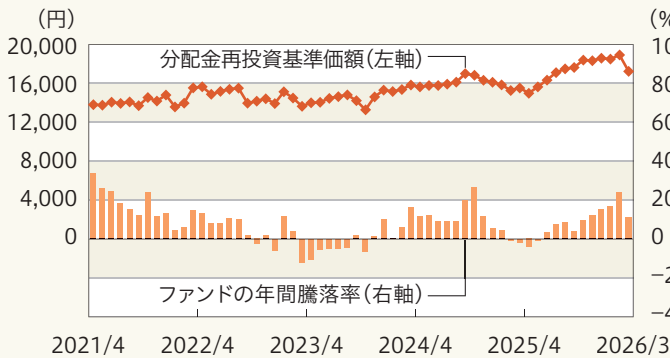
# 投資リスク

## ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

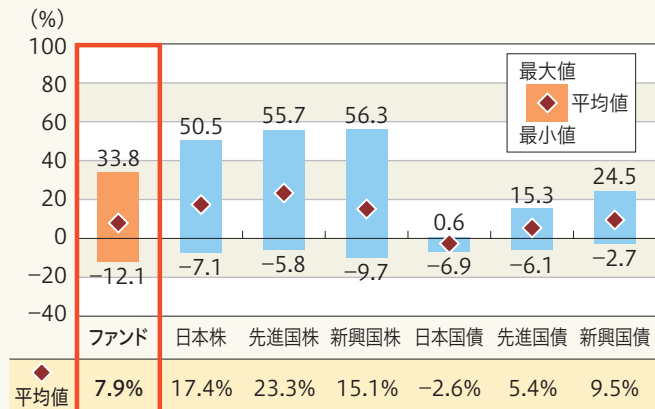
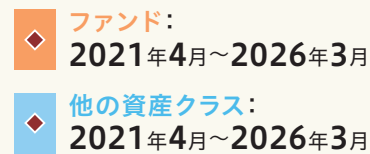


### ■(年1回決算型)



## ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

## 各資産クラスの指数

|      |   |
|------|---|
| 日本株  | <b>配当込みTOPIX(TOPIX(東証株価指数、配当込み))</b> 日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。 |
| 先進国株 | <b>MSCIコクサイ・インデックス(グロス配当込み、円ベース)</b> MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。同指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。  |
| 新興国株 | <b>MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース)</b> MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。同指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。  |
| 日本国債 | <b>NOMURA-BPI(国債)</b> 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。NOMURA-BPIに関する一切の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属しております。また、同社は、ファンドの運用成果に対して一切の責任を負うものではありません。  |
| 先進国債 | <b>FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)</b> FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。同指数に関する著作権、知的所有権、その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。同社は、当ファンドのスポンサーではなく、当ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、同社は、当該データの正確性および完全性を保証せず、データの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。  |
| 新興国債 | <b>JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)</b> J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。同指数に関する著作権等の知的財産権およびその他一切の権利はJ.P. Morganに帰属します。  |

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

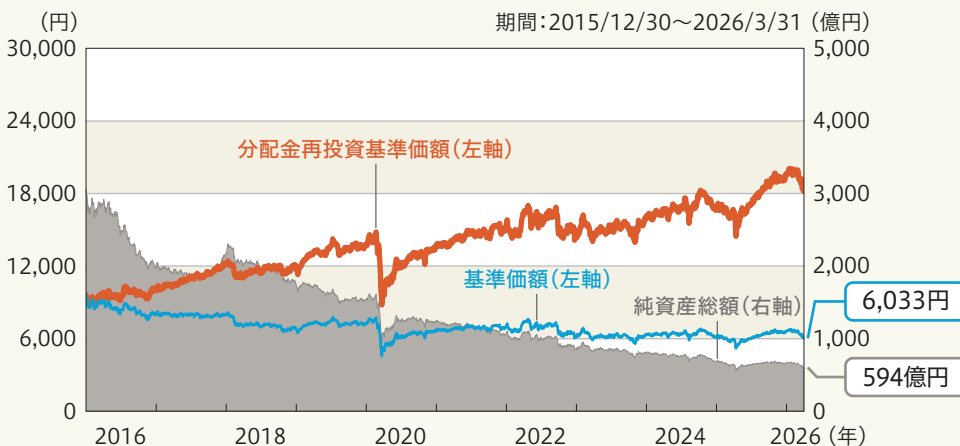
※上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

基準日:2026年3月31日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

## 基準価額・純資産の推移

### ■ (毎月決算型)



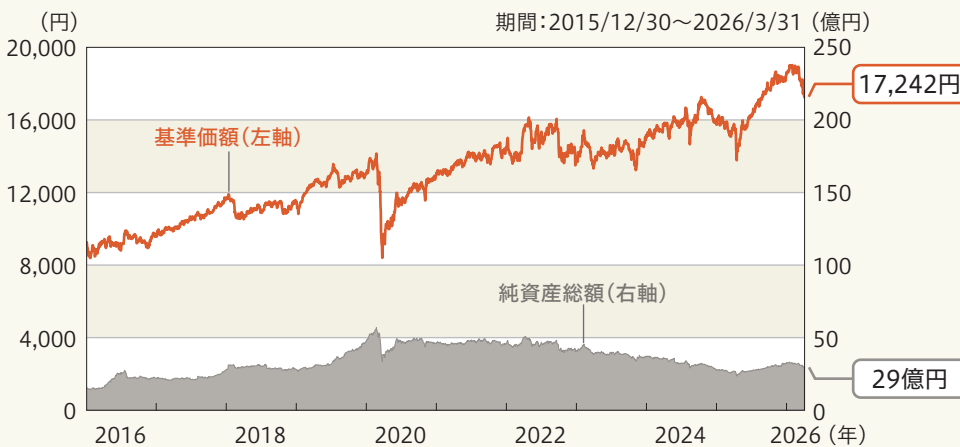
※分配金再投資基準価額、基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。  
 ※分配金再投資基準価額は、上記期間における分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算した価額です。

## 分配の推移

| 決算期      | 分配金     |
|----------|---------|
| 2026年3月  | 40円     |
| 2026年2月  | 40円     |
| 2026年1月  | 40円     |
| 2025年12月 | 40円     |
| 2025年11月 | 40円     |
| 直近1年間累計  | 480円    |
| 設定来累計    | 18,170円 |

※分配金は1万口当たり、税引前です。  
 ※直近5計算期間を記載しています。

### ■ (年1回決算型)



※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

| 決算期     | 分配金 |
|---------|-----|
| 2025年9月 | 0円  |
| 2024年9月 | 0円  |
| 2023年9月 | 0円  |
| 2022年9月 | 0円  |
| 2021年9月 | 0円  |
| 設定来累計   | 0円  |

※分配金は1万口当たり、税引前です。  
 ※直近5計算期間を記載しています。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

## 主要な資産の状況

### ■ (毎月決算型)

#### 資産別構成

| 資産の種類               | 国・地域   | 比率(%)  |
|---------------------|--------|--------|
| 投資信託受益証券            | ケイマン諸島 | 95.52  |
| 親投資信託受益証券           | 日本     | 0.00   |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) |        | 4.48   |
| 合計(純資産総額)           |        | 100.00 |

#### 主要投資銘柄(上位10銘柄)

| 国・地域   | 種類        | 銘柄名                                    | 比率(%) |
|--------|-----------|--|-------|
| ケイマン諸島 | 投資信託受益証券  | SMAM アジア・リート・サブ・トラスト (JPY Unhedgedクラス) | 95.52 |
| 日本     | 親投資信託受益証券 | マネー・マーケット・マザーファンド                      | 0.00  |

### ■ (年1回決算型)

#### 資産別構成

| 資産の種類               | 国・地域   | 比率(%)  |
|---------------------|--------|--------|
| 投資信託受益証券            | ケイマン諸島 | 91.46  |
| 親投資信託受益証券           | 日本     | 0.00   |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) |        | 8.54   |
| 合計(純資産総額)           |        | 100.00 |

#### 主要投資銘柄(上位10銘柄)

| 国・地域   | 種類        | 銘柄名                                    | 比率(%) |
|--------|-----------|--|-------|
| ケイマン諸島 | 投資信託受益証券  | SMAM アジア・リート・サブ・トラスト (JPY Unhedgedクラス) | 91.46 |
| 日本     | 親投資信託受益証券 | マネー・マーケット・マザーファンド                      | 0.00  |

※比率は、ファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

## ▶ 投資対象とする投資信託の現況

### ■ SMAM アジア・リート・サブ・トラスト (JPY Unhedgedクラス)

当該投資信託をシェアクラスとして含む「SMAM アジア・リート・サブ・トラスト」の主要投資銘柄(上位10銘柄)は、以下の通りです。

#### 主要投資銘柄(上位10銘柄)

| 国・地域    | 種類   | 銘柄名                            | セクター    | 比率(%) |
|---------|------|--------------------------------|---------|-------|
| オーストラリア | 投資証券 | グッドマン・グループ                     | 産業用施設   | 8.1   |
| シンガポール  | 投資証券 | キャピタランド・インテグレートッド・コマーシャル・トラスト  | 複合      | 7.6   |
| 香港      | 投資証券 | リンク・リート                        | 小売      | 7.5   |
| シンガポール  | 投資証券 | キャピタランド・アセンダス・リート              | 産業用施設   | 7.5   |
| オーストラリア | 投資証券 | センター・グループ                      | 小売      | 6.6   |
| シンガポール  | 投資証券 | ケッペルDCリート                      | データセンター | 4.1   |
| シンガポール  | 投資証券 | フレイザーズ・ロジスティクス・アンド・コマーシャル・トラスト | 産業用施設   | 4.1   |
| シンガポール  | 投資証券 | メープルツリー・ロジスティクス・トラスト           | 産業用施設   | 4.1   |
| シンガポール  | 投資証券 | メープルツリー・コマーシャル・トラスト            | 複合      | 4.0   |
| シンガポール  | 投資証券 | サンテック・リート                      | 複合      | 3.9   |

※国・地域は、投資証券(リート)の上場市場国に基づいて記載しています。

※セクターは、S&P REIT指数の分類に基づいて記載しています。

※比率は、SMAM アジア・リート・サブ・トラストの純資産総額に対する時価の比率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

## ■マネー・マーケット・マザーファンド

### 資産別構成

| 資産の種類               | 国・地域 | 比率(%)  |
|---------------------|------|--------|
| 国債証券                | 日本   | 97.17  |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) |      | 2.83   |
| 合計(純資産総額)           |      | 100.00 |

### 主要投資銘柄(上位10銘柄)

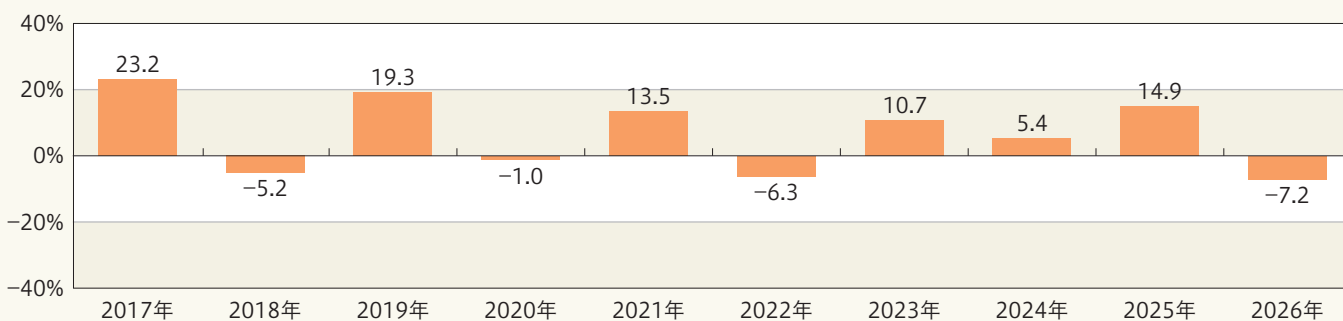
| 国・地域 | 種類   | 銘柄名        | 利率(%) | 償還期限       | 比率(%) |
|------|------|------------|-------|------------|-------|
| 日本   | 国債証券 | 1362国庫短期証券 | 0.000 | 2026/05/18 | 93.31 |
| 日本   | 国債証券 | 344 10年国債  | 0.100 | 2026/09/20 | 0.99  |
| 日本   | 国債証券 | 345 10年国債  | 0.100 | 2026/12/20 | 0.98  |
| 日本   | 国債証券 | 346 10年国債  | 0.100 | 2027/03/20 | 0.98  |
| 日本   | 国債証券 | 148 5年国債   | 0.005 | 2026/06/20 | 0.91  |

※比率は、マネー・マーケット・マザーファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

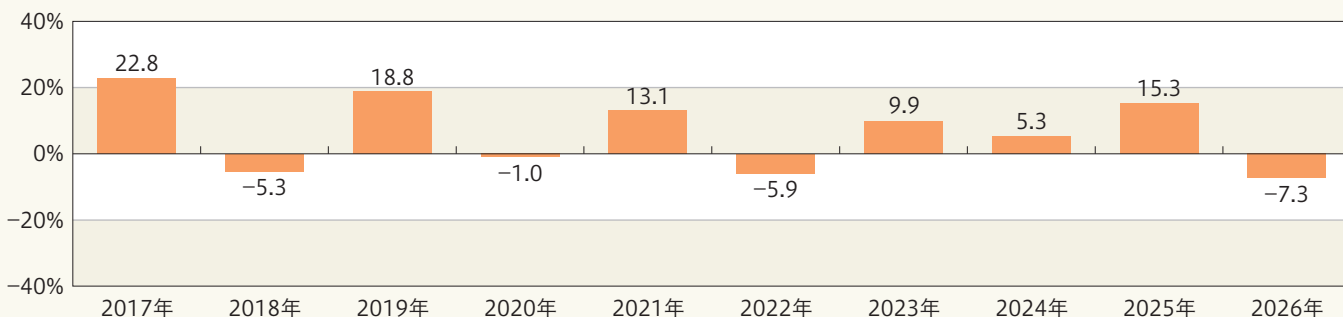
※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

## 年間収益率の推移(暦年ベース)

### ■(毎月決算型)



### ■(年1回決算型)



※収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。分配実績がない場合は、基準価額の騰落率です。

※2026年の収益率は、年初から基準日までの騰落率です。

※ファンドにはベンチマークはありません。

## お申込みメモ

### 購入時

|          |   |
|----------|---|
| 購入単位     | お申込みの販売会社にお問い合わせください。   |
| 購入価額     | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額   |
| 購入代金     | 販売会社の定める期日までにお支払いください。  |
| 購入申込について | 販売会社によっては、 <b>(毎月決算型)</b> および <b>(年1回決算型)</b> の間でスイッチングを取り扱う場合があります。また、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 |

### 換金時

|      |                                    |
|------|------------------------------------|
| 換金単位 | お申込みの販売会社にお問い合わせください。              |
| 換金価額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額  |
| 換金代金 | 原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。 |

### 申込関連

|                   |  |
|-------------------|--|
| 申込締切時間            | 原則として、購入・換金の申込みにかかる、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。  |
| 購入の申込期間           | 2026年6月10日から2026年12月10日まで<br>※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。   |
| 申込不可日             | 以下のいずれかに当たる場合には、購入・換金のお申込みを受け付けません。<br><ul style="list-style-type: none"> <li>●シンガポールの取引所の休業日</li> <li>●香港の取引所の休業日</li> <li>●オーストラリアの取引所の休業日</li> <li>●シンガポールの銀行の休業日</li> <li>●香港の銀行の休業日</li> <li>●メルボルンの銀行の休業日</li> <li>●ニューヨークの銀行の休業日</li> </ul> |
| 換金制限              | 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。  |
| 購入・換金申込受付の中止及び取消し | 取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込みの受付中止や既に受け付けた購入・換金申込みの取消しをする場合があります。   |

## お申込みメモ

### 決算日・収益分配

|         |   |
|---------|---|
| 決 算 日   | (毎月決算型) 毎月12日(休業日の場合は翌営業日)<br>(年1回決算型) 毎年9月12日(休業日の場合は翌営業日)   |
| 収 益 分 配 | (毎月決算型) 年12回決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。<br>(委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。)<br>(年1回決算型) 年1回決算を行い、分配方針に基づき分配金額を決定します。<br>(委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。)<br>(共通)<br>分配金受取りコース: 原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。<br>分配金自動再投資コース: 原則として、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。<br>※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。 |

### その他

|                   |   |
|-------------------|---|
| 信 託 期 間           | (毎月決算型) 2035年9月12日まで(2011年9月30日設定)<br>(年1回決算型) 無期限(2015年6月12日設定)  |
| 繰 上 償 還           | 各ファンドが主要投資対象とする外国投資信託が存続しないこととなったときは、繰上償還します。<br>また、以下の場合には、繰上償還をすることがあります。<br>●繰上償還をすることが受益者のため有利であると認めるとき<br>●各ファンドの残存口数が10億口を下回ることとなったとき<br>●その他やむを得ない事情が発生したとき  |
| 信託金の限度額           | (毎月決算型) 7,000億円<br>(年1回決算型) 5,000億円   |
| 公 告               | 原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ( <a href="https://www.smd-am.co.jp">https://www.smd-am.co.jp</a> )に掲載します。  |
| 運 用 報 告 書         | (毎月決算型)<br>毎年3月、9月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者へ交付します。<br>(年1回決算型)<br>決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者へ交付します。   |
| 基 準 価 額 の 照 会 方 法 | ファンドの基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけます。<br>また、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊紙面に、以下のように掲載されます。<br>(毎月決算型) ア好リート<br>(年1回決算型) ア好リート年   |
| 課 税 関 係           | <ul style="list-style-type: none"> <li>●課税上は株式投資信託として取り扱われます。</li> <li>●公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に限りNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。</li> <li>●(年1回決算型)は、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。</li> <li>●(毎月決算型)は、NISAの対象ではありません。</li> <li>●配当控除および益金不算入制度の適用はありません。</li> </ul> <p>※上記は、2026年3月末現在のものです。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。</p> |

## ファンドの費用・税金

### ■ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

##### 購入時・換金時

|         |   |
|---------|---|
| 購入時手数料  | 購入価額に <b>3.85% (税抜き3.5%) を上限</b> として、販売会社毎に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。<br>購入時手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価です。 |
| 信託財産留保額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額に <b>0.3%</b> を乗じた額です。   |

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

##### 保有時

| 運用管理費用<br>(信託報酬)  | <p>ファンドの純資産総額に<b>年1.133% (税抜き1.03%)</b>の率を乗じた額とします。運用管理費用(信託報酬)は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、<b>(毎月決算型)</b>については毎計算期末または信託終了のときに、<b>(年1回決算型)</b>については毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。</p> <p>&lt;運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜き)&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払先</th> <th>料率</th> <th>役務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>年0.25%</td> <td>ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年0.75%</td> <td>交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年0.03%</td> <td>ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。</p> | 支払先   | 料率 | 役務の内容 | 委託会社 | 年0.25% | ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価 | 販売会社 | 年0.75% | 交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価 | 受託会社 | 年0.03% | ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価 |
|---|---|---|----|-------|------|--------|---|------|--------|---|------|--------|----------------------------------|
| 支払先   | 料率  | 役務の内容   |    |       |      |        |   |      |        |   |      |        |                                  |
| 委託会社  | 年0.25%  | ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価 |    |       |      |        |   |      |        |   |      |        |                                  |
| 販売会社  | 年0.75%  | 交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価       |    |       |      |        |   |      |        |   |      |        |                                  |
| 受託会社  | 年0.03%  | ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価                |    |       |      |        |   |      |        |   |      |        |                                  |
| 投資対象とする<br>投資信託   | 年0.7%程度*  |   |    |       |      |        |   |      |        |   |      |        |                                  |
| 実質的な負担  | ファンドの純資産総額に対して <b>年1.833% (税抜き1.73%) 程度*</b>  |   |    |       |      |        |   |      |        |   |      |        |                                  |
| <p>*投資対象とする投資信託の運用管理費用は、料率が把握できる費用の合計であり、上記以外の費用がかかる場合があります。また、年間最低報酬額や取引ごとにかかる費用等が定められている場合があるため、純資産総額の規模や取引頻度等によっては、上記の料率を上回る場合があります。</p> <p>上記の料率は、2026年3月末現在で知り得る情報に基づくものであり、今後、変更される場合があります。</p> |   |   |    |       |      |        |   |      |        |   |      |        |                                  |
| その他の費用・<br>手数料  | <p>以下のその他の費用・手数料について信託財産からご負担いただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 監査法人等に支払われるファンドの監査費用</li> <li>● 有価証券の売買時に発生する売買委託手数料</li> <li>● 資産を外国で保管する場合の費用 等</li> </ul> <p>※上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。</p>  |   |    |       |      |        |   |      |        |   |      |        |                                  |

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## ファンドの費用・税金

### ■税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

#### 分配時

|          |                               |
|----------|-------------------------------|
| 所得税及び地方税 | 配当所得として課税<br>普通分配金に対して20.315% |
|----------|-------------------------------|

#### 換金(解約)時及び償還時

|          |  |
|----------|--|
| 所得税及び地方税 | 譲渡所得として課税<br>換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |
|----------|--|

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした公募株式投資信託等を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※上記は、2026年3月末現在のものです。

## (参考情報) 総経費率

直近の運用報告書の対象期間((毎月決算型):2025年9月13日~2026年3月12日、(年1回決算型):2024年9月13日~2025年9月12日)における当ファンドの総経費率(年率換算)は以下の通りです。投資対象とする投資信託(以下、投資先ファンド)の費用は、その他費用に含めています。なお、当ファンドの費用と投資先ファンドの費用の対象期間は、異なる場合があります。

|          | 総経費率(①+②) | ①運用管理費用の比率 | ②その他費用の比率 |
|----------|-----------|------------|-----------|
| (毎月決算型)  | 1.83%     | 1.13%      | 0.70%     |
| (年1回決算型) | 1.83%     | 1.13%      | 0.70%     |

※上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含まれていません。投資先ファンドは、原則として、売買委託手数料、支払利息および有価証券にかかる税金は含まれていません。)です。

※投資先ファンドが投資している上場不動産投資信託(REIT)の管理費用等は含まれていません。

※計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。

運用報告書は、委託会社のホームページ(<https://www.smd-am.co.jp/fund/unpo/>)から検索いただけます。



# 目論見書補完書面(投資信託)

(このページ以降の記載は目論見書としての情報ではございません)

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

## SMBC日興証券株式会社の証券総合口座でお取引されるお客さま用

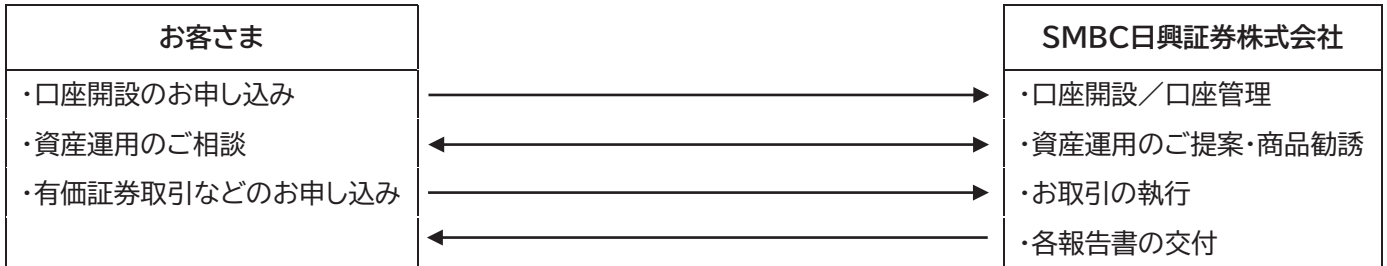
※本書面で「証券総合口座」は個人のお客さまが開設される証券口座および法人のお客さまの「証券取引口座」を意味します(以下同じ)。

### この書面および目論見書の内容をよくお読みください。

この書面および目論見書は、ご投資にあたってのリスクやご留意点が記載されております。お客さまがお取引される際には、あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点がございましたら、お取引開始前にお取扱店にご確認ください。

SMBC日興証券株式会社(以下、当社)がお客さまとの有価証券(株式および外国証券を含む有価証券、振替有価証券、その他当社において取り扱う証券、証書、権利または商品)の取引に伴う管理、サービス等を行います。

#### 【取引のイメージ図】



|                            |  |
|----------------------------|--|
| 当ファンドに係る<br>金融商品取引契約の概要    | 当社は、当ファンドの販売会社として、募集の取り扱いおよび販売等に関する事務を行います。  |
| 当社が行う金融商品取引業<br>の内容及び方法の概要 | 当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預りを行われる場合は、以下によります。<br>・お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座の開設が必要となり、当社とお客さまとの間の有価証券の取引、サービス等に関する権利義務関係を規定した証券取引約款に基づいて行われます。<br>・外国投資信託証券の場合は、外国証券取引口座の開設が必要になります。<br>・分配金再投資コースの場合は、累積投資口の開設が必要になります。<br>・お取引のご注文に係る代金については、当社所定の日までにお預けいただけます。<br>・ご注文いただいたお取引が成立した場合(法令に定める場合を除きます。)には、取引報告書を原則として郵送又は電子交付による方法により、お客さまにお渡しいたします。                                |
| 会社の概要                      | 商号等 SMBC日興証券株式会社<br>登録番号 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 2251 号<br>本店所在地 〒100-8325 東京都千代田区丸の内 3-3-1<br>加入協会 日本証券業協会、一般社団法人資産運用業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本STO協会<br>指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター<br>資本金 1,350 億円(2025 年 9 月末現在)<br>主な事業 金融商品取引業<br>設立年月 2009 年 6 月<br>連絡先 <お問い合わせ全般はこちら><br>0570-007-250(平日 8:00~18:00 ※祝日・年末年始を除く)<br><口座開設のお問い合わせはこちら><br>0120-860-250(平日 9:00~18:00/土曜 9:00~17:00 ※祝日・年末年始を除く) |

※ より詳細な当社の概要は、店頭またはインターネット(www.smbcnikko.co.jp)に備えるディスクロージャー(開示資料)をご覧ください。

# 目論見書補完書面(投資信託)

<コード 8166、8178>

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

## SMBC日興証券株式会社の証券総合口座でお取引されるお客さま用

※本書面で「証券総合口座」は個人のお客さまが開設される証券口座および法人のお客さまの「証券取引口座」を意味します(以下同じ)。

### この書面および目論見書の内容をよくお読みください。

この書面および目論見書は、ご投資にあたってのリスクやご留意点が記載されております。お客さまがお取引される際には、あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点がございましたら、お取引開始前にお取扱店にご確認ください。

| ファンド名              | アジア好利回りリート・ファンド<br>アジア好利回りリート・ファンド(年1回決算型)  |          |      |        |                |               |                 |                |                   |         |                 |
|--------------------|---|----------|------|--------|----------------|---------------|-----------------|----------------|-------------------|---------|-----------------|
| お申込手数料             | <p>お申込価額に、お申込口数、手数料率を乗じて得た額です。<br/>手数料率はお申込代金/金額に応じて下記のように変わります。</p> <p>分配金受取りコース：お申込代金に応じます。(お申込代金はお申込価額にお申込口数を乗じて得た額です。)<br/>分配金再投資コース：お申込金額に応じます。(お申込金額はお申込代金にお申込手数料(税込)を加えて得た額です。)</p> <table border="1"><thead><tr><th>お申込代金/金額</th><th>手数料率</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 億円未満</td><td>3.3% (税抜 3.0%)</td></tr><tr><td>1 億円以上 5 億円未満</td><td>1.65% (税抜 1.5%)</td></tr><tr><td>5 億円以上 10 億円未満</td><td>0.825% (税抜 0.75%)</td></tr><tr><td>10 億円以上</td><td>0.55% (税抜 0.5%)</td></tr></tbody></table> <p>※スイッチングによるお申し込みの場合のお申込手数料は無料とします。<br/>※別に定める場合はこの限りではありません。<br/>※ダイレクトコースのお客さまは別の手数料率となる場合があります。</p> | お申込代金/金額 | 手数料率 | 1 億円未満 | 3.3% (税抜 3.0%) | 1 億円以上 5 億円未満 | 1.65% (税抜 1.5%) | 5 億円以上 10 億円未満 | 0.825% (税抜 0.75%) | 10 億円以上 | 0.55% (税抜 0.5%) |
| お申込代金/金額           | 手数料率  |          |      |        |                |               |                 |                |                   |         |                 |
| 1 億円未満             | 3.3% (税抜 3.0%)  |          |      |        |                |               |                 |                |                   |         |                 |
| 1 億円以上 5 億円未満      | 1.65% (税抜 1.5%)   |          |      |        |                |               |                 |                |                   |         |                 |
| 5 億円以上 10 億円未満     | 0.825% (税抜 0.75%)   |          |      |        |                |               |                 |                |                   |         |                 |
| 10 億円以上            | 0.55% (税抜 0.5%)   |          |      |        |                |               |                 |                |                   |         |                 |
| 換金手数料及び<br>信託財産留保額 | 当ファンドの交付目論見書をご確認ください。   |          |      |        |                |               |                 |                |                   |         |                 |

当ファンドのお取引に関し、以下の事項があることにより、当社とお客さまとの利益が相反するおそれがあります。

- ・当社は、当ファンドを販売することにより、目論見書に記載の販売会社が配分を受ける信託報酬を受領いたします。
- ・当社は当ファンドの発行者である三井住友 DS アセットマネジメント株式会社と資本関係があります。当社が当ファンドを販売した場合、当社と資本関係がある同社の収益となることにより

(2026.06)  
(証券総合口座)

## 目論見書補完書面(投資信託)

<コード 8166、8178>

ループ全体の利益となります。

- ・2025年9月末時点において、当社の役職員は、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の役職員を兼職するなど、当社は同社と人的関係があります。当社が当ファンドを販売した場合、当社と人的関係のある同社の収益となります。

|                          |   |
|--------------------------|---|
| <p>ご負担いただく手数料について(例)</p> | <p>&lt;分配金受取りコースのお申込手数料&gt;</p> <p>お申込手数料は、お申込価額に、お申込口数、手数料率を乗じて計算します。例えば、100万口の口数指定でお申し込みいただく場合、1万口当たり基準価額が10,000円、お申込手数料率が3.3%(税込)とすると、<br/>お申込手数料=100万口×10,000円÷10,000×3.3%=33,000円(税込)<br/>となり、合計1,033,000円をお支払いいただくこととなります。</p> <p>&lt;分配金再投資コースのお申込手数料&gt;</p> <p>お申込手数料は、お申込価額に、お申込口数、手数料率を乗じて計算します。例えば、お支払いいただく金額が100万円の場合、100万円の中からお申込手数料(税込)をいただきますので、100万円全額が当該投資信託のご購入金額となるものではありません。</p> |
| <p>取扱コース</p>             | <p>分配金受取りコース／分配金再投資コース</p> <p>※分配金受取りコースの場合、収益分配金は税金を差し引いた後、販売会社の定める所定の日からのお支払いとなります。</p> <p>※分配金再投資コースの場合、原則、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。再投資を停止し、分配金受取りをご希望される場合はお取扱店にお申し出ください。分配金受取りは、販売会社の定める所定の日からのお支払いとなります。</p>  |
| <p>お申込単位</p>             | <p>分配金受取りコース:1万口単位<br/>分配金再投資コース:1万円以上1円単位<br/>スイッチング:1万円以上1円単位 全部スイッチング:1円以上1円単位</p> <p>※上記は、お支払いいただく金額の単位となっておりますが、NISA口座においては、ご購入金額を指定してお申し込みいただける場合があります。</p> <p>※スイッチングは分配金再投資コースのみのお取り扱いとなります。</p> <p>※別に定める場合はこの限りではありません。</p>   |
| <p>ご換金単位</p>             | <p>分配金受取りコース:1万口単位<br/>分配金再投資コース:1万円以上1円単位または1口単位</p> <p>※金額指定の売却においては、直近評価額の90%の範囲内の金額とさせていただきます。</p> <p>※別に定める場合はこの限りではありません。</p>   |
| <p>売買受渡日</p>             | <p>お申し込み・ご換金ともに交付目論見書に記載のファンドの換金代金のお支払日に準じます。</p>   |

# 目論見書補完書面(投資信託)

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

## SMBC日興証券株式会社の金融商品仲介口座でお取引されるお客さま用

※本書面において「金融商品仲介口座」とは、株式会社三井住友銀行(以下、当行)を通じてSMBC日興証券株式会社に開設される証券総合口座を指します。

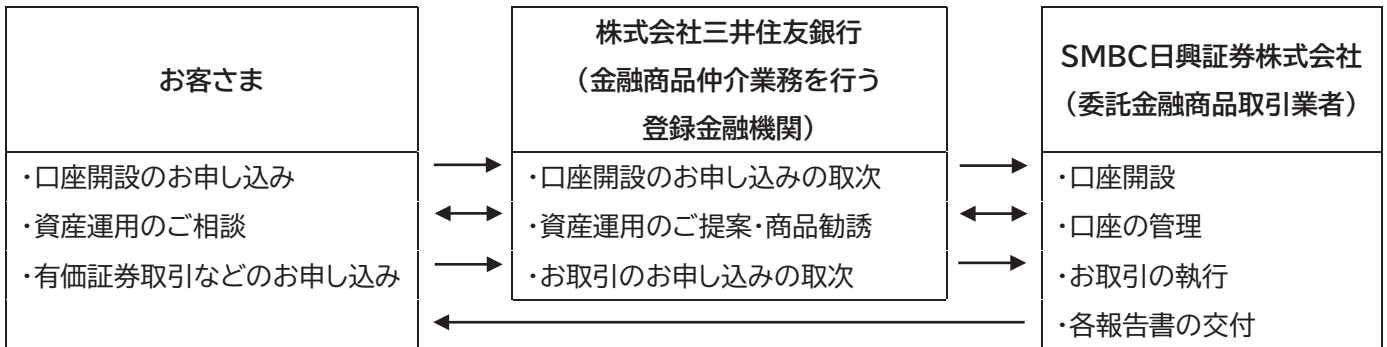
※『SMBC日興証券株式会社の金融商品仲介口座でお取引されるお客さま用』の内容は、当行でSMBC日興証券株式会社が取り扱う投資信託の販売・解約等の取引が開始されて以降(2026年秋以降を予定)の内容を記載しております(開始時期は予定であり、状況により変更となる場合があります)。

### この書面および目論見書の内容をよくお読みください。

この書面および目論見書は、ご投資にあたってのリスクやご留意点が記載されております。お客さまがお取引される際には、あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点がございましたら、お取引開始前にお取扱店にご確認ください。

当行は、SMBC日興証券株式会社の委託を受けて、お客さまの証券総合口座の開設、有価証券のお取引について勧誘や仲介を行います。証券総合口座の開設ならびに当該口座を通して行われる有価証券のお取引は、お客さまとSMBC日興証券株式会社とのお取引となります。

#### 【取引のイメージ図】



| <金融商品仲介業務を行う登録金融機関> 株式会社三井住友銀行 |  |
|--------------------------------|--|
| 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要            | 当行は、SMBC日興証券株式会社の委託を受けて、当ファンドの募集の取り扱いおよび販売等に関する事務を行います。  |
| 当行が行う登録金融機関業務の内容及び方法の概要        | ・国債証券等のディーリング業務、投資信託受益証券等の窓口販売業務<br>・短期有価証券及び短期社債等、資産金融型有価証券の売買等<br>・私募の取扱業務、金融商品仲介業務<br>・店頭デリバティブ取引 |

## 目論見書補完書面(投資信託)

|       |  |  |
|-------|--|--|
| 会社の概要 | 商号等<br>登録番号<br>本店所在地<br>加入協会<br><br>苦情処理および<br>指定紛争解決機関<br><br>主な事業<br>設立年月日<br>対象事業者となっている<br>認定投資者保護団体の有無<br>連絡先 | 株式会社三井住友銀行<br>登録金融機関 関東財務局長(登金)第 54 号<br>〒100-0005 東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 2 号<br>日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、<br>一般社団法人第二種金融商品取引業協会<br>一般社団法人全国銀行協会 全国銀行協会相談室<br>電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772<br>特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター<br>電話番号 0120-64-5005<br>銀行業務・登録金融機関業務<br>1996 年 6 月 6 日<br>無<br><br>三井住友銀行コールセンターまたはお取引のある支店までご連絡ください<br>三井住友銀行コールセンター 0120-431-952 |
|-------|--|--|

※ より詳細な当行の概要は、店頭またはインターネット([www.smbc.co.jp](http://www.smbc.co.jp))に備えるディスクロージャー(開示資料)をご覧ください。

|   |   |   |
|---|---|---|
| <b>&lt;委託金融商品取引業者&gt; SMBC日興証券株式会社(以下、当社)</b> |   |   |
| 当ファンドに係る<br>金融商品取引契約の概要                       | 当社は、当ファンドの販売会社として、募集の取り扱いおよび販売等に関する事務を行います。   |   |
| 当社が行う金融商品取引業<br>の内容及び方法の概要                    | 当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預りを行われる場合は、以下によります。<br>・お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座の開設が必要となり、当社とお客さまとの間の有価証券の取引、サービス等に関する権利義務関係を規定した証券取引約款に基づいて行われます。<br>・外国投資信託証券の場合は、外国証券取引口座の開設が必要になります。<br>・分配金再投資コースの場合は、累積投資口の開設が必要になります。<br>・お取引のご注文に係る代金については、当社所定の日までにお預けいただきます。<br>・ご注文いただいたお取引が成立した場合(法令に定める場合を除きます。)には、取引報告書を原則として郵送又は電子交付による方法により、お客さまにお渡しいたします。 |   |
| 会社の概要   | 商号等<br>登録番号<br>本店所在地<br>加入協会<br><br>指定紛争解決機関<br>資本金<br>主な事業<br>設立年月<br>連絡先  | SMBC日興証券株式会社<br>金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 2251 号<br>〒100-8325 東京都千代田区丸の内 3-3-1<br>日本証券業協会、一般社団法人資産運用業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、<br>一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本STO協会<br>特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター<br>1,350 億円(2025 年 9 月末現在)<br>金融商品取引業<br>2009 年 6 月<br><お問い合わせ全般はこちら><br>0570-007-250(平日 8:00~18:00 ※祝日・年末年始を除く) |

※ より詳細な当社の概要は、店頭またはインターネット([www.smbcnikko.co.jp](http://www.smbcnikko.co.jp))に備えるディスクロージャー(開示資料)をご覧ください。

# 目論見書補完書面(投資信託)

<コード8166、8178>

## SMBC日興証券株式会社の金融商品仲介口座でお取引されるお客さま用

| ファンド名          | アジア好利回りリート・ファンド<br>アジア好利回りリート・ファンド(年1回決算型)  |          |      |        |                |               |                 |                |                   |         |                 |
|----------------|---|----------|------|--------|----------------|---------------|-----------------|----------------|-------------------|---------|-----------------|
| お申込手数料         | <p>お申込価額に、お申込口数、手数料率を乗じて得た額です。<br/>手数料率はお申込代金/金額に応じて下記のように変わります。</p> <p>分配金受取りコース：お申込代金に応じます。(お申込代金はお申込価額にお申込口数を乗じて得た額です。)<br/>分配金再投資コース：お申込金額に応じます。(お申込金額はお申込代金にお申込手数料(税込)を加えて得た額です。)</p> <table border="1" data-bbox="400 790 1195 1037"> <thead> <tr> <th>お申込代金/金額</th> <th>手数料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 億円未満</td> <td>3.3% (税抜 3.0%)</td> </tr> <tr> <td>1 億円以上 5 億円未満</td> <td>1.65% (税抜 1.5%)</td> </tr> <tr> <td>5 億円以上 10 億円未満</td> <td>0.825% (税抜 0.75%)</td> </tr> <tr> <td>10 億円以上</td> <td>0.55% (税抜 0.5%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※スイッチングによるお申し込みの場合のお申込手数料は無料とします。<br/>※別に定める場合はこの限りではありません。</p> | お申込代金/金額 | 手数料率 | 1 億円未満 | 3.3% (税抜 3.0%) | 1 億円以上 5 億円未満 | 1.65% (税抜 1.5%) | 5 億円以上 10 億円未満 | 0.825% (税抜 0.75%) | 10 億円以上 | 0.55% (税抜 0.5%) |
| お申込代金/金額       | 手数料率  |          |      |        |                |               |                 |                |                   |         |                 |
| 1 億円未満         | 3.3% (税抜 3.0%)  |          |      |        |                |               |                 |                |                   |         |                 |
| 1 億円以上 5 億円未満  | 1.65% (税抜 1.5%)   |          |      |        |                |               |                 |                |                   |         |                 |
| 5 億円以上 10 億円未満 | 0.825% (税抜 0.75%)   |          |      |        |                |               |                 |                |                   |         |                 |
| 10 億円以上        | 0.55% (税抜 0.5%)   |          |      |        |                |               |                 |                |                   |         |                 |
| 換金手数料及び信託財産留保額 | 当ファンドの交付目論見書をご確認ください。   |          |      |        |                |               |                 |                |                   |         |                 |

当ファンドのお取引に関し、以下の事項があることにより、当行とお客さまとの利益が相反するおそれがあります。

- ・当行が金融商品仲介業務を通じて当ファンドを販売した場合、販売会社であるSMBC日興証券株式会社は、上記お申込手数料および目論見書に記載の販売会社が配分を受ける信託報酬を受領し、当行は同社から当該手数料および当該報酬それぞれの2分の1の支払いを受けます。
- ・当行は、SMBC日興証券株式会社および当ファンドの発行者である三井住友DSアセットマネジメント株式会社とそれぞれ資本関係があります。当行が金融商品仲介業務を通じて当ファンドを販売した場合、当行と資本関係がある両社の収益となることによりグループ全体の利益となります。
- ・2025年9月末時点において、当行の役職員は、SMBC日興証券株式会社または三井住友DSアセットマネジメント株式会社の役職員を兼職するなど、当行は両社と人的関係があります。当行が金融商品仲介業務を通じて当ファンドを販売した場合、当行と人的関係のある両社の収益となります。

# 目論見書補完書面(投資信託)

<コード8166、8178>

|                          |  |
|--------------------------|--|
| <p>ご負担いただく手数料について(例)</p> | <p>&lt;分配金受取りコースのお申込手数料&gt;<br/>                 お申込手数料は、お申込価額に、お申込口数、手数料率を乗じて計算します。例えば、100 万口の口数指定でお申し込みいただく場合、1 万口当たり基準価額が 10,000 円、お申込手数料率が 3.3%(税込)とすると、<br/> <math>お申込手数料 = 100 \text{ 万口} \times 10,000 \text{ 円} \div 10,000 \times 3.3\% = 33,000 \text{ 円(税込)}</math><br/>                 となり、合計 1,033,000 円をお支払いいただくこととなります。</p> <p>&lt;分配金再投資コースのお申込手数料&gt;<br/>                 お申込手数料は、お申込価額に、お申込口数、手数料率を乗じて計算します。例えば、お支払いいただく金額が 100 万円の場合、100 万円の中からお申込手数料(税込)をいただきますので、100 万円全額が当該投資信託のご購入金額となるものではありません。</p> |
| <p>取扱コース</p>             | <p>分配金受取りコース／分配金再投資コース</p> <p>※分配金受取りコースの場合、収益分配金は税金を差し引いた後、販売会社の定める所定の日からのお支払いとなります。</p> <p>※分配金再投資コースの場合、原則、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。再投資を停止し、分配金受取りをご希望される場合はお取扱店にお申し出ください。分配金受取りは、販売会社の定める所定の日からのお支払いとなります。</p>   |
| <p>お申込単位</p>             | <p>分配金受取りコース:1 万口単位<br/>                 分配金再投資コース:1 万円以上 1 円単位<br/>                 スイッチング:1 万円以上 1 円単位 全部スイッチング:1 円以上 1 円単位</p> <p>※上記は、お支払いいただく金額の単位となっておりますが、NISA口座においては、ご購入金額を指定してお申し込みいただける場合があります。</p> <p>※スイッチングは分配金再投資コースのみのお取り扱いとなります。</p> <p>※別に定める場合はこの限りではありません。</p>  |
| <p>ご換金単位</p>             | <p>分配金受取りコース:1 万口単位<br/>                 分配金再投資コース:1 万円以上 1 円単位または 1 口単位</p> <p>※金額指定の売却においては、直近評価額の 90%の範囲内の金額とさせていただきます。</p> <p>※別に定める場合はこの限りではありません。</p>  |
| <p>売買受渡日</p>             | <p>お申し込み・ご換金ともに交付目論見書に記載の当ファンドの換金代金のお支払日に準じます。</p>   |

# 目論見書補完書面(投資信託)

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

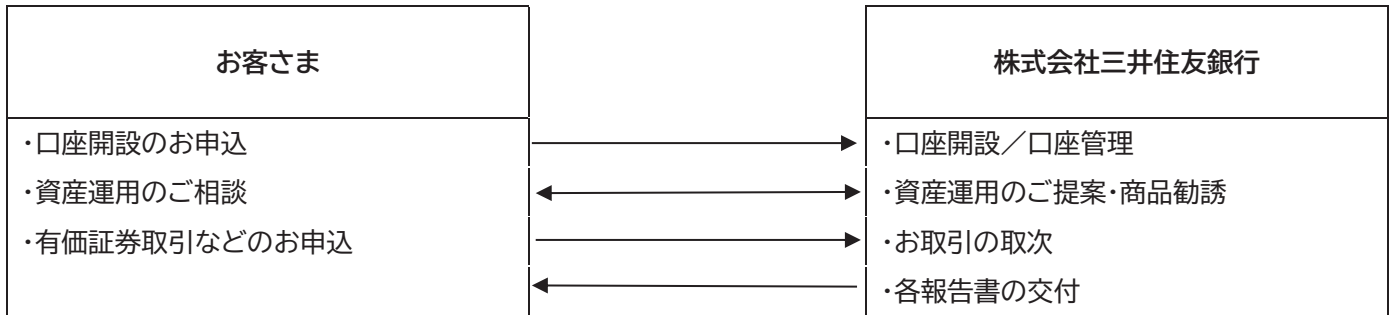
## 株式会社三井住友銀行の投資信託口座でお取引されるお客さま用

### この書面および目論見書の内容をよくお読みください。

この書面および目論見書は、ご投資にあたってのリスクやご留意点が記載されております。お客さまがお取引される際には、あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点がございましたら、お取引開始前にお取扱店にご確認ください。

株式会社三井住友銀行(以下、当行)はお客さまとの投資信託にかかる設定および解約の注文の取次、買取、受益証券の保護預り、累積投資ならびにこれらに付随するお取引を行います。

#### 【取引のイメージ図】



|                             |  |  |
|-----------------------------|--|--|
| 当ファンドに係る<br>金融商品取引契約の概要     | 当行は、当ファンドの販売会社として、募集の取扱および販売等に関する事務を行います。  |  |
| 当行が行う登録金融機関業<br>務の内容及び方法の概要 | ・国債証券等のディーリング業務、投資信託受益証券等の窓口販売業務<br>・短期有価証券及び短期社債等、資産金融型有価証券の売買等<br>・私募の取扱業務、金融商品仲介業務<br>・店頭デリバティブ取引               |  |
| 会社の概要                       | 商号等<br>登録番号<br>本店所在地<br>加入協会<br><br>苦情処理および<br>指定紛争解決機関<br><br>主な事業<br>設立年月日<br>対象事業者となっている<br>認定投資者保護団体の有無<br>連絡先 | 株式会社三井住友銀行<br>登録金融機関 関東財務局長(登金)第 54 号<br>〒100-0005 東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 2 号<br>日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、<br>一般社団法人第二種金融商品取引業協会<br>一般社団法人全国銀行協会 全国銀行協会相談室<br>電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772<br>特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター<br>電話番号 0120-64-5005<br>銀行業務・登録金融機関業務<br>1996 年 6 月 6 日<br>無<br>三井住友銀行コールセンターまたはお取引のある支店までご連絡ください<br>三井住友銀行コールセンター 0120-431-952 |

※ より詳細な当行の概要は、店頭またはインターネット([www.smbc.co.jp](http://www.smbc.co.jp))に備えるディスクロージャー(開示資料)をご覧ください。

# 目論見書補完書面(投資信託)

## 株式会社三井住友銀行の投資信託口座でお取引されるお客さま用

| ファンド名        | アジア好利回りリート・ファンド  |      |      |       |                   |             |                   |              |                   |        |
|--------------|--|------|------|-------|-------------------|-------------|-------------------|--------------|-------------------|--------|
|              | アジア好利回りリート・ファンド(年1回決算型)  |      |      |       |                   |             |                   |              |                   |        |
| お申込手数料       | お申込手数料(消費税込)は、購入代金≪購入金額(購入価額[1口当たり])×購入口数)にお申込手数料(消費税込)を加算した額≫に応じて、以下の手数料率を購入金額に乗じて得た額となります。   |      |      |       |                   |             |                   |              |                   |        |
|              | <table border="1"><thead><tr><th>購入代金</th><th>手数料率</th></tr></thead><tbody><tr><td>1億円未満</td><td>3.300% (税抜 3.00%)</td></tr><tr><td>1億円以上 5億円未満</td><td>1.650% (税抜 1.50%)</td></tr><tr><td>5億円以上 10億円未満</td><td>0.825% (税抜 0.75%)</td></tr><tr><td>10億円以上</td><td>0.550% (税抜 0.50%)</td></tr></tbody></table> <p>※スイッチングによるお申込の場合のお申込手数料は無料とします。<br/>※「分配金自動再投資型」において、収益分配金の再投資により取得する口数については、お申込手数料はかかりません。<br/>※別に定める場合はこの限りではありません。</p> | 購入代金 | 手数料率 | 1億円未満 | 3.300% (税抜 3.00%) | 1億円以上 5億円未満 | 1.650% (税抜 1.50%) | 5億円以上 10億円未満 | 0.825% (税抜 0.75%) | 10億円以上 |
| 購入代金         | 手数料率   |      |      |       |                   |             |                   |              |                   |        |
| 1億円未満        | 3.300% (税抜 3.00%)  |      |      |       |                   |             |                   |              |                   |        |
| 1億円以上 5億円未満  | 1.650% (税抜 1.50%)  |      |      |       |                   |             |                   |              |                   |        |
| 5億円以上 10億円未満 | 0.825% (税抜 0.75%)  |      |      |       |                   |             |                   |              |                   |        |
| 10億円以上       | 0.550% (税抜 0.50%)  |      |      |       |                   |             |                   |              |                   |        |
| 信託財産留保額      | 当ファンドの交付目論見書をご確認ください。  |      |      |       |                   |             |                   |              |                   |        |

当ファンドのお取引に関し、以下の事項があることにより、当行とお客さまとの利益が相反するおそれがあります。

- ・当行は、当ファンドを販売することにより、目論見書に記載の販売会社が配分を受ける信託報酬を受領いたします。
- ・当行は、当ファンドの発行者である三井住友 DS アセットマネジメント株式会社と資本関係があります。当行が当ファンドを販売した場合、当行と資本関係がある同社の収益となることによりグループ全体の利益となります。
- ・2025年9月末時点において、当行の役職員は、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社の役職員を兼職するなど、当行は同社と人的関係があります。当行が当ファンドを販売した場合、当行と人的関係がある同社の収益となります。

## 目論見書補完書面(投資信託)

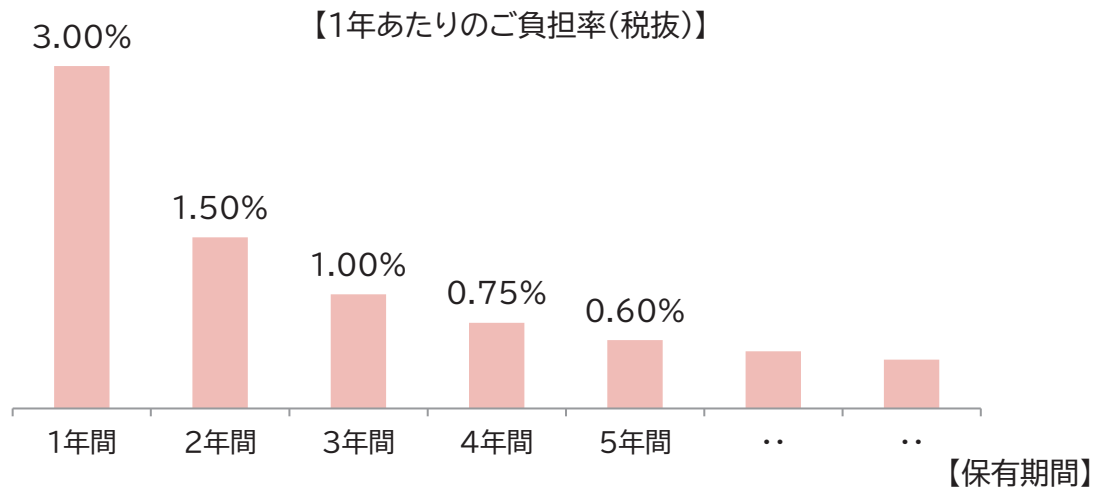
|                   |   |
|-------------------|---|
| ご負担いただく手数料について(例) | お申込手数料は購入価額(1口当たり)に購入口数、手数料率を乗じて計算します。例えば、お支払いいただく金額が100万円の場合、100万円の中からお申込手数料(税込)をいただきますので、100万円全額が当該投資信託のご購入金額となるものではありません。  |
| お申込単位             | 当初購入の場合:1万円以上1円単位<br>追加購入の場合:1万円以上1円単位<br>投信自動積立:1万円以上1千円単位<br>スイッチングの場合:1円以上1円単位<br>※当ファンドの保有残高がある場合または「投信自動積立」をすでに申込の場合を「追加購入」といいます。  |
| ご換金単位             | 1円以上1円単位  |
| 売買受渡日             | 購入時の受渡日は約定日(お取引の価額が確定した日)の翌営業日となります。ただし、購入代金の引き落としは、当行所定の日に預金決済口座より自動的に引き落とします。<br>換金時の受渡日は交付目論見書に記載の当ファンドの換金代金のお支払日に準じます。<br>※スイッチングの場合、購入代金の受渡日は交付目論見書に記載の当ファンドの換金代金のお支払日に準じます。 |

## お申込手数料に関するご説明

\*当書面はSMBC日興証券株式会社が作成しております。

■ファンドのお申込手数料は購入時にご負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりのご負担率はしだいに減っていきます。

### 例えば、お申込手数料が3%(税抜)の場合



※ファンドによっては、ご購入時にお申込手数料をお支払いいただく前に、解約・換金(買戻し)時に手数料(保有期間に応じた条件付後払申込手数料を含みます。)をお支払いいただく場合、もしくは、保有期間中にお申込手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりのご負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。また、ファンドをご購入いただいた場合、上記のお申込手数料等のほか、信託報酬やその他の費用等をご負担いただきます。また、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は投資信託説明書(交付目論見書)または目論見書補完書面でご確認ください。

※当書面の情報は、投資信託説明書(交付目論見書)または目論見書補完書面の記載情報ではございません。

### 【信託期間に関するご留意事項】

- ・ファンドには原則として信託期間が定められており、信託期間が終了するとファンドは償還されます。ただしファンドによっては当初設定された信託期間を繰り上げて償還(または延長)する場合があります。上記お申込手数料の1年あたりのご負担率がしだいに減っていく効果は、お客様の保有期間のほか、ファンドが繰上償還された場合など信託期間によっても影響を受けることがありますのでご注意ください。
- ・ファンドの信託期間は投資信託説明書(交付目論見書)にてご確認ください。